

日本共産党

第二十二回党大会が開かれます

開かれます

日本共産党の第二十二回党大会が、十一月二〇日から開かれます。その議案が九月十九日に開かれた第七回中央委員会総会(七中総)で提案され、今、全党で討議しています。

党大会の流れ

7月19日	第6回中央委員会総会(6中総)	大会召集を決定 大公表
9月19日	第7回中央委員会総会(7中総)	大会決議案発表 大規約改正案発表
10月上旬	支部総会	大会決議案を討議 大代議員選出
10月下旬	地区党会議	大会決議案を討議 大代議員選出
11月中旬	県党会議	大会決議案を討議 大代議員選出
11月20日	第22回党大会	大会決議案を討議・決定 大中央役員選出
12月上旬	県党会議	大会決定討議・具体化 大県役員選出
12月中旬	地区党会議	大会決定討議・具体化 大地区役員選出
12月下旬	支部総会	大会決定討議・具体化 大支部指導部選出

日本共産党の党大会は、党規約で「2年から3年に一回開く」ことが決められています。前回の第二十一回党大会は、一九九七年九月二二日から二六日まで開かれましたので、今年には3年目にあたりましたが、総選挙が六月に行われたために、遅れて開かれることになりました。

日本共産党の党大会は、左の表のように、前後半年近くかけて行われ、党大会そのものも、数日の日程で行わ

党大会決議案の特徴

今大会には、「決議案」と「規約改正案」が提案されています。このうち、「決議案」は、8章二十五項目からなっています。その特徴を見てみましょう。

二十世紀から二十一世紀へ

「決議案」の特徴は、何といつても「世紀の転換点にたつて——二十一世紀を展望する」ということにあります。最初に、「二十世紀はどんな時代だったか」と問いかけて、「多くの激動と曲折」もさまざまな逆流をうちやぶって、この民のたたかいは、さまざま逆流をうちやぶって、この世紀に偉大な世界的な進歩を記録したと述べ、民主主義と人権、民族の独立、資本主義への規制、社会主義について触れ、「これらの流れこそ、二十世紀にわきおこり、広がった世界史の本流である」と述べています。まさに、世界史はどのように発展してきたのではないのでしょうか。そして、「二十一世紀の大局的な未来は、過去一世紀に大きな流れとなつて広がった歴史の本流が、いよいよよたしかな流れとなつて、地球的規模に広がり、定着し、花開く方向にこそある」とうたいあげ、「日



本共産党は、その流れを促進する先頭に立つて奮闘するものである」と決意を述べています。

九〇年代の変化と展望

「決議案」は、九〇年代の変化をどう見るかに移り、前進と後退があるが、「私たちが、いま直面している現状は、党躍進の流れのなかでの新たな試練である」と位置付けています。

「自民党政治のゆきづまりと危機はいよいよ深刻になった」と、その一方で「日本共産党の政治的影響力は、曲折を経ながらも、全体として大きく拡大した」と、この変化は偶然のものではなく、「党の政治路線と日本社会のもとの接点し、合致してきた」という客観的背景がある」と述べています。そして、そのもとで、「日本共産党をのぞくオール与党体制に、亀裂が入った」という点が重要である」と述べています。

新たな前進のために何が必要か

後退した総選挙からの重要な教訓として、①政策的には、「批判と提案を結びつけること」②緊急策と抜本策を結びつけること③量質ともに強大な日本共産党を建設することを提起しています。とりわけ、「九〇年代は、日本共産党が、政治的影響力を全体として前進させたが、組織の実力はそれに追いついていないことを指摘しているのは重要です。」

日本改革の提案

決議案はこのあと、安保・外交政策の転換、経済の民主的改革、生存と生活基盤をまもる政治、憲法を生かした民主日本建設、国民的多数派の結集などについて詳細に述べています。

また、世界の平和と進歩のための日本共産党の立場を明らかにしているのが特徴です。

参院選、都議選での躍進のために

そして、来年度夏の参院選、その後の衆院選での前進のために具体的な提案を行っています。二つの受動主

義——悲観主義、楽観論を一掃することの重要性を指摘し、「この受動主義は、選挙の勝利のためにやるべきことをやらないで、風頼みで一喜一憂する」という点で、根は一つである」と分析しているのです。参院選に前後して行われる東京都議選について触れ、「前回の選挙で二六議席に躍進した到達点を守り、前進を勝ち取ることは、容易ではないことだが、正面からこれに挑戦する。」と決意を示しています。

五十万の党の建設を

三十八万人まで後退した党員、一九七万部に後退した「しんぶん赤旗」これを回復するために、「二〇〇五年までに、過去最高の峰をこえる五十万の党を建設することを目標とする党員拡大五カ年計画をたて、計画的・系統的にこれを達成する」とりくみをおこなうことを、全党によびかけています。

そのためには、党大会成功をめざす「大運動」を成功させなければなりません。

二十一世紀はどんな社会になるか

決議案は最後に、「二十一世紀——資本主義をのりこえる新しい体制への条件が成熟する世紀」と特徴づけています。そして、日本共産党は、「資本主義を永久不滅の制度だとは考えていない。」「資本主義の枠にとられない壮大な展望をかがげ、資本主義をのりこえる新しい社会——社会主義社会への理想を掲げて奮闘する」と宣言しています。

そして、社会主義に対する日本共産党の基本的立場を明らかにし、日本共産党という党名を高くかかげて前進することを訴え、結びとしていります。

上越民報

2000年11月12日 No.168
 日本共産党上越市委員会
 日本共産党上越市議会議員印
 上越市市智1丁目2番12号
 TEL 43-1890 FAX 43-1875
 編集 杉本敏弘 発行 樋口良子
 TEL 24-3787 44-6802
 FAX 24-3832 44-6802
<http://web.joetsu.ne.jp/~t-sugi/>

前(167)号で、九月議会の一般質問に関連して、市長から議会に対して「議会運営の正常化に関する申し入れ」があり、その内容が「広報じょうえつ」に掲載されたことから、議会として「抗議」する方向で協議が行われていることを報じました。

二十三日の各派代表者会議で、全会一致して「抗議」が確認され、翌二十四日、正副議長が抗議文を市長に渡し、記者会見しました。

市長の申し入れと、議長の「抗議文」を以下に掲載します。

平成12年9月27日

上越市議会議長 石平春彦 様

上越市長 宮越馨

議会運営の正常化に関する申し入れ

今期定例会にご提案いたしました一般会計をはじめとする各特別会計決算など数多くの議案について、認定、可決、承認をいただき、感謝とお礼を申し上げます。

ところで、今期定例会を通じて、特に昨日の小林林一議員のグループと思われる人々が多数傍聴され、議事を混乱状態に陥れたことはまさに議会ジャックされたような印象さえ抱かざるをえません。

市民の議会傍聴そのものは、当然許されるべきものであります。傍聴人を煽動するような行為は市民に不安をかきたてるものであり、議会の正常な審議を妨げ、これこそ公序良俗に反する議会ルール無視の行為以外のなにものでもなく誠に遺憾に存じます。また、下記のような小林林一議員の発言の事例を含め、今後こうしたことが発生した場合、執行部側としては答弁など議会運営に対応しかねることをご通告申し上げるとともに議会審議の在り方など本来の議会ルールに則った運営をされるよう強く申し入れるものであります。

記

1 市民プラザ整備事業について

先の6月議会で細部にわたる十分な説明の後、慎重な審議を経て議会承認を得た事項を、しかも議決直後の議会において、これを覆すかのような言動は、議員としての常識に欠けるものであり、今後かかることのないよう対処していただきたい。

2 上越総合運動公園の位置変更について

善良な市民を惑わし、市民を煽るような行為が確認されており、またもや混乱を意図的に画策、煽動する言動は、極めて遺憾であり、あらためて議員の節度と良識を強く求めるものであります。



3 クォーター制について

議会は、議案等正式提案された後、審議していただくものであるにもかかわらず、それ以外の場での新聞等の情報をもとにして、そこに微妙な違いがあるといったような視点から、議論されることは本来の姿ではありません。提案した内容について、粛々と審議していただくというルールを守っていただきたい。

4 TBS虚偽報道に関する訴訟について

当市が当事者となっていないTBS虚偽報道に関連するいくつかの訴訟について見解を求めたり、さらには、上越市が議会の議決を経て、訴えを提起していることに対して、議会という公の場で、あたかもそれが「勝つ見込みがない」などと発言することは、司法権の侵害であり、市民を惑わす以外のなにものでもありません。しかも、質問内容を通告しておきながら、一方的に本会議の席上で質問を取り消したことは、議会と私どもの信頼を著しく損なう信義に反するものであります。このような発言は、誠に慎むよう対処していただきたい。

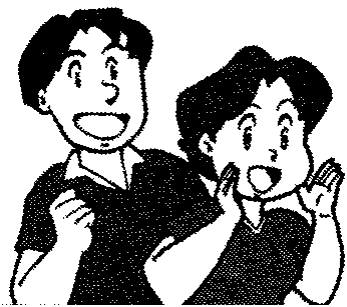
上越市長 宮越馨 様

上越市議会議長 石平春彦

市長の「議会運営の正常化に関する申し入れ」(9月27日)、及び同趣旨の「広報じょうえつ」(10月15日号)への掲載について、市議会として遺憾の意を表明し、厳重に抗議します。

1 9月定例会の本会議場において、傍聴人のヤジなど一時騒然とした事態が生まれましたが、議長の適切な議事整理の下で收拾され、会議が空転することもなく、全案件を可決し日程通り終了しました。しかるに、市長の「議会運営の正常化に関する申し入れ」は、9月定例会の議会運営が正常でないとし、「本来のルールにのっとった議会運営を求めるとか」執行部側としては答弁など議会運営に対応しかねるなどと述べています。このことは、関係法令に則り適切で公平公正に行っている議長の議事運営に異を唱え、議長の議事整理権と議会の自律権に介入するものであり、極めて遺憾と言わざるを得ません。

なお、議員の発言についての具体的な指摘がありますが、もとより発言については、節度と品位をもって行なうべきことは、理事者側も含めて当然のことであり、心しなければなりません。しかし、ここでの具体例は、いずれも議題外にわたることや品位の保持に関わることではないことから、議員に認められている「発言の自由」の範囲を逸脱しているものとまでは言えず、論点の是非は別に、見解の相違の範疇であり、具体的な判断は議長の議事整理権に委ねられるべきものです。その点、本会議場で議長が説明したように、「発言にある程度の幅を持たせた」ことは、議員の質問だけでなく、市長の答弁も含めてのことであつたことに留意すべきです。また、議員が質問通告事項の一部を議場で取り消したことについては、本会議場という厳粛な場で、直ちに議長が当該議員に注意していることを重く受け止めるべきです。



さらに、騒然とした傍聴席への対応については、諸般の事情から総合的に判断し、制止することに止めたものですが、すでにお伝えしたとおり、今後は事務局体制の整備も含めてより効果的な対応をとるべく、定例会直後の議会運営委員会でも確認したところです。なお、市長自身、最終日に議長の制止を数度にわたって聞かず、自席での発言を繰り返しました。この点は正常とは言えない状況でしたが、今回は、ねばり強く制止を繰り返すことに止めたことを付言しておきます。

いずれにしても、会議の運営は議長の議事整理権に委ねられており、また疑義がある場合は、議員の動議等により議会運営委員会でも協議することとなっております。他から指摘されるまでもなく議会の中で適正に解決しています。

2 市長の申し入れの際、議長として議会の対応を説明し、「議会運営はルールに従い、公平公正に行っている」と答弁したにもかかわらず、同趣旨の内容を「広報じょうえつ」に掲載し、議会運営が不正常であるかのような印象を広く市民に植え付けました。本来、市長(執行機関)と議会(議事機関)は、地方自治体の内部機関として、あくまでも信頼関係と所定の手続きに基づき、必要に応じて両者間で協議すべきです。そして、おのずからその立場立場で尊重しなければならぬ専権事項に留意することは当然のことです。今回の行為は、そのような立場を逸脱するばかりか、議会の専権事項に対する異議申し立てを、一方的に広く市民に発表するという前代未聞の行為と言えます。このことは、公の市の広報紙の公正さを損なうとともに、議会及び議長の議事運営を侮辱する結果になったと言わざるを得ず、極めて遺憾です。

以上のことから、執行機関としての立場をふまえ、広報じょうえつの当該記事を撤回するなど、議会の権威と名誉回復のための所要の措置を速やかに執られるよう求めるとともに、今後とも、議長の議事整理を尊重し、円滑な議会運営に協力していただくよう、改めて要請します。